

# 当面する課題に的確に対応し、 社会インフラとしての使命を果たす

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 会長

鈴木 賢



本日は、一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会の総会にご出席いただき、ありがとうございます。通常総会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆さまご承知の通り、昨年4月に診療報酬及び薬価の改定が行われました。

この改定によりまして、ジェネリック医薬品

の使用促進策が講じられ、新薬創出加算については試行が継続されました。これに伴い、管理コストの大きいジェネリック医薬品と-margin率の低い新薬創出加算品のシェアが拡大する一方、margin率の高い長期収載品のシェアが減少しました。カテゴリーチェンジが急速に進んだことを踏まえ、当連合会としましては、国内メーカー、外資系メーカーと頻繁に意見交換を

行い、卸機能の適正な評価や新薬創出加算品の仕切価水準の見直しなどを要請しました。

また、新たに未妥結減算制度が導入されました。これにより長期未妥結はほぼ解消されましたが、単品単価取引は停滞し、一次売差マイナスについてはほとんど改善が見られませんでした。

早期妥結のために、従来以上に厳しい交渉を強いられ、不本意ながら単品単価交渉が困難な場面もあったかと思えます。

しかしながら、市場実勢価に基づき決定される公定価格である薬価を持つ商品を扱う私たちには、薬価調査の信頼性を確保する責任があります。社会に負っている責任をしっかりと自覚し、価値に見合った適正な価格形成のためにも単品単価取引を更に推進していただき、真の流通改革に繋げなければならないと考えています。

さらに、未妥結減算制度の導入に伴い、会員各社は、対象となる医療機関や保険薬局への説明、品目リストの作成などに多大の労力を費やされました。

今年度も引き続き同制度が実施されますが、先般、厚生労働省に対し、「品目リスト」の提供方法の簡略化などを要望したところです。

同じく昨年4月には、消費税が5%から8%に引き上げられました。これを受けて、当連合会としては、10月から消費税抜きの薬価本体価格をベースに価格交渉を行う表示カルテルを実施しました。

しかしながら、取り組みが順調に進んでいるとは言えない状況にあります。これまでの商慣習を改善し、流通改革を実現していく上で、表示カルテルの実施は大きな意味を持っています。

す。法律に基づく措置であり、実施できる期限も限られています。今後とも、表示カルテルの実施について会員各位の格段のご理解とご協力をお願いいたします。

平成29年4月には、消費税が8%から10%に引き上げられることが予定されています。これに伴い、薬価調査、薬価改定が行われるとすると、平成28年、平成30年の通常の薬価改定の間に改定が行われ、事実上の毎年改定になるので、今から憂慮しております。薬価の毎年改定については、経済財政諮問会議で議論が行われており、昨年は当連合会をはじめ、医薬品に関連する団体がこぞって反対し、実施は見送られたものの、「薬価改定のあり方については、その頻度を含めて検討する」とされています。

当連合会としては、薬価の毎年改定は、医薬品流通の安定を損なうばかりでなく、医薬品供給体制に重大な悪影響を与えることなどについて、引き続き強く訴えていくつもりです。

消費税の引上げは、大衆薬卸にも大きな影響を与え、セルフメディケーションの推進にも支障を生ずるのではないかと危惧しています。

私ども連合会は、流通面から我が国の医療保険制度を支え、すべての人々の健康に深くかかわっております。今後とも、当面する課題に的確に対応し、社会インフラとしての使命を果たしていかなければならないと考えております。

最後に、本日まで出席いただいた皆様方のご健勝と益々のご発展を祈念して、私のご挨拶とさせていただきます。

\*本稿は、平成27年5月28日に開催された、当連合会の第3回通常総会での鈴木会長の挨拶に基づき作成したものです。